

所管部課	子ども未来部子ども家庭支援センター	部長	松本 幹男		
件名	東大和市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和5年2月1日に健康保険法施行令が一部改正され、令和5年4月1日から出産育児一時金の額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>別表「助産の実施費用徴収基準」の世帯区分がC階層及びD階層に該当する世帯の者の出産において、出産育児一時金又はこれに相当する給付の額が規定の額を超える場合に、助産の実施の対象外となる規定の額の変更。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>健康保険法施行令の一部改正に沿った規則となり、適切な運用が図られる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。